（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

第七十一条　小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。

一　資格の別（技能限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。）

二～八　（略）

（登録操縦免許証失効再交付講習の要件等）

第八十四条の三　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　前条の規定により登録の申請をした者（以下この号及び次項において「登録申請者」という。）が、小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　（略）

2・3　（略）

（操縦免許証用写真の添付）

第八十七条　第六十六条第一項、第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項又は前条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

（操縦免許証の返納）

第八十八条　（略）

2　小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一・二　（略）

三　第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第三項において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五　（略）

3・4　（略）

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

第七十一条　小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。

一　資格の別（法第二十三条の三第二項及び法第二十三条の十一において準用する法第五条第六項の規定により限定をしたときは、その旨を付記する。）

二～八　（略）

（登録操縦免許証失効再交付講習の要件等）

第八十四条の三　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　前条の規定により登録の申請をした者（以下この号及び次項において「登録申請者」という。）が、小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　（略）

2・3　（略）

（操縦免許証用写真の添付）

第八十七条　第六十六条第一項、第七十条第一項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項又は前条第一項の規定による操縦免許申請書、設備等限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

（操縦免許証の返納）

第八十八条　（略）

2　小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一・二　（略）

三　第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第二項において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五　（略）

3・4　（略）